

豊中市木造住宅 **耐震設計・耐震改修** 補助金

交付申込の手続きについて（手引き）

2026 年度（2026.4 更新）

目次

1. 申込の前に	・・・ p.2
2. 手続きの流れ	・・・ p.4
3. 必要書類の提出方法	・・・ p.7
4. 事前相談	・・・ p.8
4-1. 窓口相談カードの提出	・・・ p.8
4-2. 建物の現地調査	・・・ p.9
5. 補助金交付申込書の提出	・・・ p.10
6. 耐震設計の実施（耐震設計のみの場合）	・・・ p.15
7. 耐震改修工事の実施（耐震改修工事のみの場合）	・・・ p.16
8. 耐震設計と耐震改修工事の実施（耐震設計と耐震改修工事の場合）	・・・ p.17
8-1. 耐震設計の実施	・・・ p.17
8-2. 耐震改修計画報告書の提出	・・・ p.18
8-3. 耐震改修工事の実施	・・・ p.19
9. 完了実績報告書の提出	・・・ p.21
10. 補助金交付請求書の提出	・・・ p.25
11. 代理受領制度	・・・ p.26
12. その他	・・・ p.26

〈お問い合わせ先〉

豊中市 都市計画推進部 建築審査課 管理係

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 第二庁舎5階

電 話：06-6858-2417

ファクス：06-6854-9534

メールアドレス：kenshinsa@city.toyonaka.osaka.jp

受付時間：9：00～12：00、12：45～17：15（事業者は15：00まで）

（窓口は市役所第二庁舎のみです。出張所等では対応できません。）

1. 申込の前に

(1) 注意事項

- ・補助金交付決定通知を受ける前に補助事業の着手(契約)を行った場合は、補助を受けることができません。
- ・本補助制度については、各年度の予算の範囲内で行います。予算に達した場合など、年度途中で受付を終了することがあります。
- ・各手続は、窓口へ持参又は郵送若しくは電子申込システムにより提出してください。
- ・受付前に担当者が提出書類の確認を行い、不足や不備がなければ受付をいたします。書類の確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。(受付前内容確認はメール可)
- ・補助金の支払いは、補助事業の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定を受けていても、補助事業を取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
- ・各種提出書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。

(2) 耐震技術者(耐震診断・耐震改修技術者)の資格要件

耐震診断技術者・・・下記①及び②を満たす者

耐震改修技術者・・・下記①及び③を満たす者

①	建築士法第2条第1項に規定する建築士 (一級建築士または二級建築士または木造建築士)
②	次のいずれか ・一般財団法人日本建築防災協会が平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習を受講し「講習修了証明書」の交付を受けた者 ・公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者 ・上記と同等以上の技術を有すると市長が認めた者
③	次のいずれか ・一般財団法人日本建築防災協会が平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習及び木造耐震改修技術者講習を受講し「講習修了証明書」の交付を受けた者 ・公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者 ・上記と同等以上の技術を有すると市長が認めた者

(3) 耐震診断方法

次のいずれかとすること。

- ①一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版以降)に定める「一般診断法」または「精密診断法(時刻応答計算による方法を除く)」
- ②「大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」による限界耐力計算

(4) 耐震改修計画、耐震改修工事の基準

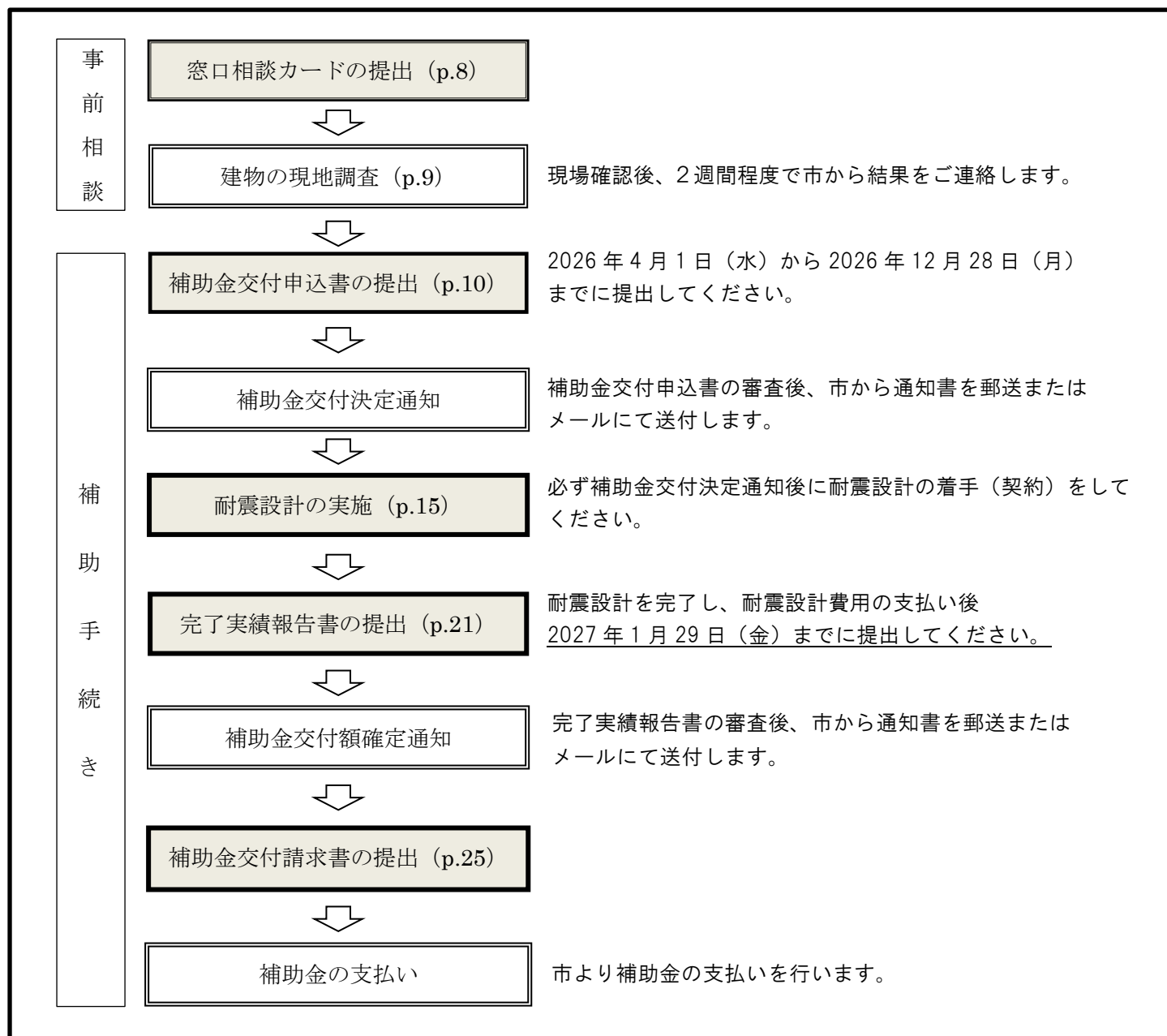
- ・耐震改修技術者が作成する耐震改修の計画かつ工事監理を行う耐震改修工事で、次のいずれかに該当するもの

	現況	改修工事後
(ア)	耐震診断結果 1.0 未満	耐震診断結果 1.0 以上
(イ)	耐震診断結果 0.7 未満	耐震診断結果 0.7 以上 または 2 階建ての 1 階部分が 1.0 以上
(ウ)	限界耐力計算の耐震診断の結果、 最大応答変形角 1/15 超え	限界耐力計算の耐震診断の結果、 最大応答変形角 1/15 以下

※図面の作成方法や、計画の留意事項については、大阪建築物震災対策推進協議会の「木造住宅耐震改修マニュアル」を確認してください

※耐震改修工事の補助はシェルター設置工事も対象です。

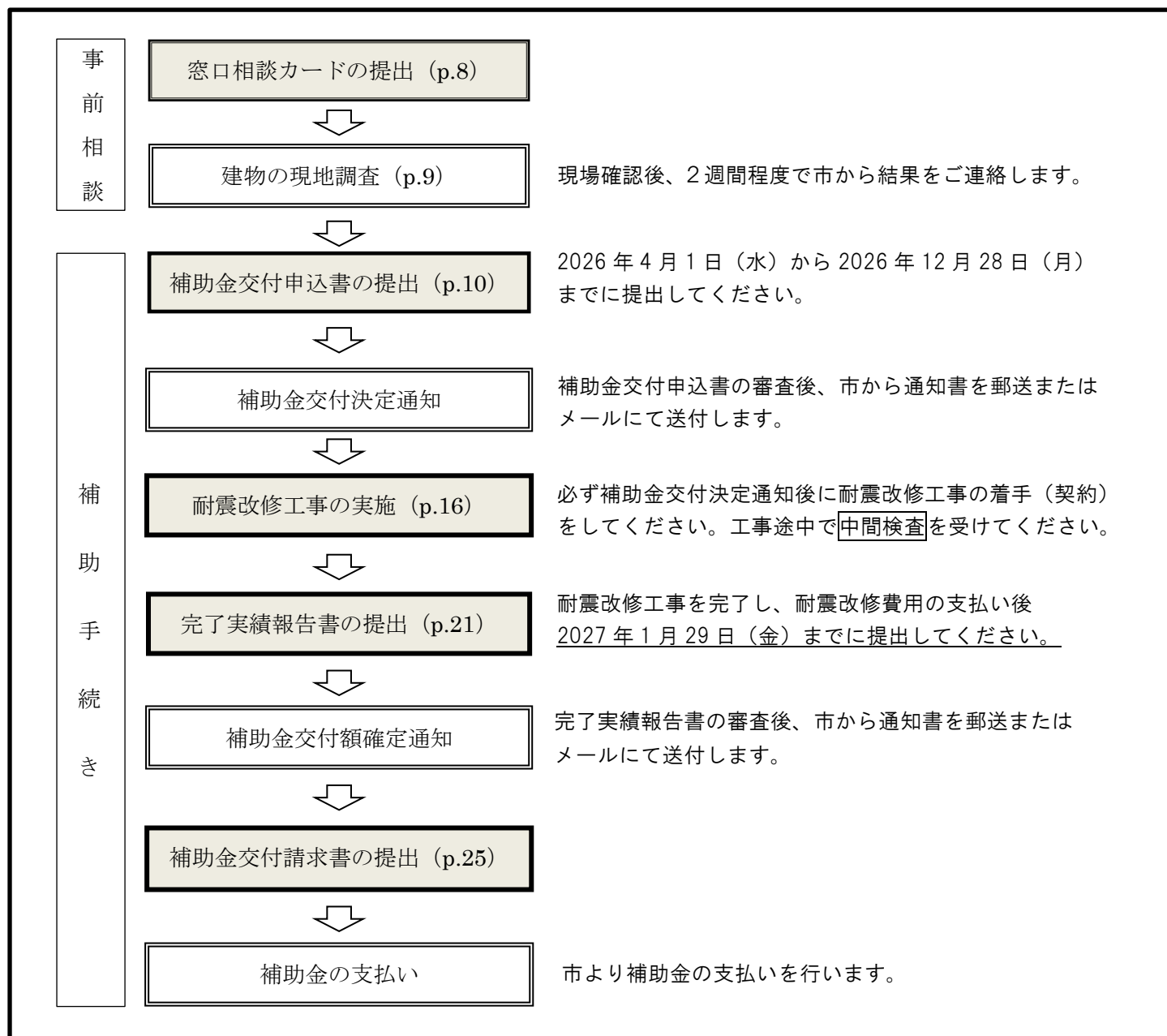
2. 手続きの流れ（耐震設計のみの場合）



 申込者によるもの

 市によるもの

2. 手続きの流れ（耐震改修のみの場合）



申込者によるもの

市によるもの

2. 手続きの流れ（耐震設計と耐震改修工事の場合）



申込者によるもの

市によるもの

3. 必要書類の提出方法

各手続は、下記の方法により提出してください。

補助制度の資料は、市ホームページよりご確認ください。資料の郵送を希望される場合は、あて先（返信先）を記載し、必要分の切手を貼った返信封筒を市窓口までお送りください。

(1) 窓口へ持参

都市計画推進部 建築審査課 管理係（豊中市役所 第二庁舎5階）

受付時間：9：00～12：00、12：45～17：15（事業者は15：00まで）

(2) 郵送による提出

- ・手続ごとに、必要な書類を郵送してください
- ・提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

郵送先：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 都市計画推進部 建築審査課 管理係宛て

(3) 電子申込システムによる提出

- ・手続きができるのは所有者のみとなります。代理人による手続きはできません。
- ・豊中市のホームページにある「豊中市電子申込システム」で各手続ページへアクセスし、必要事項を入力してください。
- ・手続きには、メールアドレスや身分証明（免許証等）の写しの添付が必要です。
- ・提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

URL：https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplay.action

4. 事前相談

補助制度ご利用（補助金交付申込書提出）の前に、事前相談をしてください。補助対象かどうかについて相談内容と現地確認にて概ね確認いたします。

※補助対象かどうかの最終の決定は交付申込書提出後の書類審査によります。

4-1. 窓口相談カードの提出

(1) 必要書類

窓口相談カードを提出してください。

郵送や電子申込システムで提出する場合、付近見取図も一緒に提出してください。

長屋で区分所有されているものは、区分所有者ごとに窓口相談カードを提出してください。

様式は市ホームページにてダウンロードしていただくか、窓口で入手できます。

ほかに以下の書類があれば相談に役立ちます。（なくても事前相談は可能です。）

1	付近見取図	建築物の所在地を確認します。
2	確認通知書の写し	建築時の確認申請書類 確認年月日を窓口にて確認します。
3	固定資産税の納税通知書 登記事項証明書など	家屋の所有者、建築年月日、面積等を確認します。
4	写真や間取り図など	写真は建物外観、前面道路と建物が写ったものを数枚。

(2) 窓口相談カードの提出方法

【窓口来庁による提出】

市役所開庁時間に来庁してください。

窓口相談カードは窓口で記入いただくことができます。

市担当職員より補助制度の資料をお渡しし、内容のご説明をいたします。

【郵送による提出】

①以下の書類を郵送してください

- ・ 窓口相談カード（様式は市ホームページや窓口で取得できます。）
- ・ 付近見取図（建築物の所在地を確認します。）

②郵送先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 都市計画推進部 建築審査課 管理係宛て

③相談内容は市担当職員がお電話にてお聞きします。

補助制度の資料は市ホームページよりご確認ください。資料の郵送を希望される場合は、あて先（返信先）を記載し、必要分の切手を貼った返信封筒を市窓口までお送りください。

【電子申込による提出】

①「豊中市電子申込システム」で「耐震補助_事前相談（窓口相談カード）」の手続ページへアクセスし、必要事項を入力してください。

手続きにはメールアドレスが必要です。

上記（１）の書類のうち、付近見取図は必ずpdfデータで添付してください。

② 手続ページへのアクセス

URL：https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3559

検索：「耐震補助_事前相談（窓口相談カード）」

二次元バーコード：右図



③ 相談内容は市担当職員がお電話にてお聞きします。

補助制度の資料は市ホームページよりご確認ください。

〈注意事項〉

- ・直近（同一年度等）に別の耐震補助制度で窓口相談カードを提出している場合は再提出不要です。お電話にて耐震設計・耐震改修補助制度を利用予定であることを市窓口まで連絡してください。
- ・その他の書類が必要になる場合があります。
- ・郵送、電子申込による場合は建築物の所在地等をお電話にて確認させていただく場合があります。
- ・長屋の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに窓口相談カードを提出してください。（ただし、管理組合がある場合を除く。）

4-2. 建物の現地調査

- ① 窓口相談カード提出後、市担当職員が現場確認を行います。現場確認は、道路側からの外観目視確認です。（写真を数枚撮影します。）立会の必要はありません。
- ② 2週間程度で市から電話か郵送にて結果をご連絡します。日中連絡のつく電話番号を必ず記載してください。

5. 補助金交付申込書の提出

(1) 受付期間

原則、2026年4月1日（水）から2026年12月28日（月）までとします。

(2) 必要書類について

【必ず提出するもの】

	書類の名称	説明	手続種別			備考
			設計のみ	改修のみ	設計と改修	
1	豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付申込書	(記入例①)	●	●	●	様式第1号
2	誓約書	(記入例②)	●	●	●	様式あり
3	固定資産税評価証明書（家屋） （当年度発行のもの）（原本） または 建物の登記事項証明書 （3ヶ月以内のもの）（原本）	・ 申込時の建物の所有者（共有者）の住所 ・ 氏名、用途、建築年月日が確認できるもの （確認できない場合は、両方もしくはその他の公的書類が必要となる場合があります。） （原本照合可）	●	●	●	電子申込システムで提出の場合、不要となる場合があります。
4	建物所有者全員の前年（1月から5月に申込む場合は前々年）分の課税証明書（原本）	課税所得金額の分かる証明書 ※源泉徴収票や市市民税納税通知書は不可 （原本照合可）	●	●	●	
5	建物所有者の世帯全員が記載された住民票の写し（原本） 及び 建物所有者の世帯全員の前年（1月から5月に申込む場合は前々年）分の所得証明書（原本）	以下のいずれかに該当する場合は不要 ・ 補助対象経費が170万円以下の場合 ・ 所有者のみで、所得から一定の控除額を除いた月額（月額所得）が21.4万円を超える場合 ・ 所有者の世帯全員の月額所得の合計が21.4万円を超える申出書（記入例⑫）を添付した場合 （原本照合可）		●	●	様式あり （申出書）
6	建設業許可通知書の写し	・ 耐震改修工事施工者の建築工事業の許可のもの ・ 国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の当該工事施工者の建設業許可に関する詳細情報を印刷したものでも可		●	●	
7	耐震技術者の資格証明書の写し	建築士免許証及び講習会受講修了証	●	●	●	
8	付近見取図	住宅地図などに当該地をマーカー等で示したもの	●	●	●	
9	耐震設計の見積明細書の写し	5.(3) 参照	●		●	

10	建物現況図	現況平面図	・既存筋交い・劣化箇所図示 ・併用住宅の場合は住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であることを示す	●		
		基礎伏図	(基礎を補強する場合) 基礎種別・劣化箇所図示	●		
		立面図	(改修で建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠図示の場合、外壁等の劣化箇所図示の場合)	●		
		屋根伏図	(屋根を改修する場合) ・補強前の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等撤去見積根拠	●		
11	現況の耐震診断結果報告書	5.(4) 参照 所見・調査写真含む	●	●	●	
12	耐震改修計画に基づく耐震診断報告書 5.(4) 参照	耐震診断書	5.(5) 参照		●	
		N値計算書	平成12年建設省告示第1460号に表1から表3に基づく金物とする場合は改修計画平面図にその旨記入し省略可。		●	
13	耐震改修工事計画書 5.(6) 参照	改修計画平面図	・補強箇所(着色、施工方向を示し、壁番号を付す) (壁番号は、工事写真や見積書と照合できるもの) ・既存筋交い、通し柱の位置 ・耐力壁補強方法、仕様 ・新設筋交い位置、方向 ・柱接合金物、筋交い金物の種類と位置 (補強詳細図に記載してもよい) ・その他評点を向上させる工事を行う部分図示 (石膏ボード施工部分など) ・耐震改修範囲図(足場・養生、解体・復旧等含む)(別図可) ・劣化補修、建築基準法適合工事内容(別図可)		●	
		補強詳細図	・補強方法の詳細 (受材等下地、寸法、くぎ等の仕様・ピッチなど) ・部材の仕様(等級、認定番号など) ・柱接合金物、筋交い金物の種類と位置		●	
		屋根改修図	(屋根を改修する場合) ・補強後の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等見積り根拠		●	
		基礎補強図	(基礎を補強する場合) ・劣化改修位置、改修方法 ・基礎補強位置、基礎詳細図		●	
		補強部材の商品カタログ等	・接合金物、筋交い金物等のビス等施工方法、形状、短期引張耐力の分かるもの ・屋根(重量や形状の分かるもの)		●	
		認定書、評価書等	・補強部材の認定書、技術評価書 (施工条件、壁基準耐力(壁倍率)等の分かるもの)		●	
		立面図	(建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠を図示する場合、外壁等の劣化補修箇所図示の場合)		●	
14	耐震改修工事の見積明細書の写し	5.(7) 参照		●		

15	耐震改修工事の概算見積書の写し				●	
16	木造住宅の耐震改修補助対象経費見積りチェックリスト			●	●	様式あり
17	建築基準法に規定する確認通知書及び検査済証の写し	ない場合は用途、建築年月日を確認できる書類（3の書類等）	●	●	●	

【必要な場合に提出するもの（必要な場合に様式をお渡しします。）】

	書類の名称	説明	手続種別			備考
			設計のみ	改修のみ	設計と改修	
18	委任状	提出、訂正などを耐震診断技術者等に委任する場合（記入例③）	●	●	●	様式あり
19	賃貸借契約書の写し	賃借人がこれから居住する場合		●		
20	住戸等配置図	賃貸住宅、その他賃貸（テナント）部分がある場合（戸（室）数及び空室、居住（使用）室の位置）		●		
21	相続人関係図	登記上の所有者が亡くなっている場合（記入例④）	●	●	●	様式あり
22	管理組合の組合規約及び耐震改修実施、理事長選任に係る決議書の写し	申込者が建物の区分所有に関する法律第3条に規定する管理組合である場合のみ	●	●	●	
23	現況調査チェックリスト	・建築物に検査済証がない場合または検査済証どおりの状態でない場合 ・以前に提出している場合は不要です。（記入例⑤）	●	●	●	様式あり
24	グループホーム※に指定されたことが確認できる書類	グループホームの場合 ※豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第2条第1号に規定するものに限る。	●	●	●	

- ・上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ・受付前に書類の事前確認を行うため、いったんお預かりします。（目安は1～2週間）

〈注意事項〉

- ・所有者が複数の場合は、他の所有者全員の同意を得て代表者で申込をすることができます。
- ・申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図においては申込者に限り訂正ができます。
- ・固定資産税評価証明書（原本）に記載のある評価額は黒塗りで提出して下さい。

（3）耐震設計の見積明細書の注意事項

見積明細書には、下記の内容が必ず記載されていること。

- ①見積書作成日
- ②見積書相手方氏名
建物所有者（申込者）、フルネーム
- ③見積書を作成した会社名・代表者名（担当者名）住所・電話番号
（耐震改修技術者の所属する建築士事務所もしくは建設業者とする。）
- ④実施する事業内容と見積金額（税込）

建築物所在地など、物件が特定できるもの
耐震設計費用と分かること。耐震設計費用については一式可
〈注意事項〉

耐震設計費用が変更になる場合は、変更承認申請が必要となり、補助金額が変更になる場合があります。

(4) 現況の耐震診断結果報告書について

①耐震診断書

前述の耐震診断方法（1.（3））によるものとしてください。

②調査写真（カラー）

部位	確認する内容
外観写真 各室、廊下等（部屋名等記入）	住宅の形状 開口部寸法等（欄間や天袋の有無等） 壁の仕上げ等の仕様
床下、天井裏、小屋裏	筋交いや火打ち、金物の有無 耐力壁の仕様等 基礎の形状
劣化部分 （屋根、外壁、浴室、床下等）	劣化状況 （屋根は撮影可能な場合）

③所見（①の耐震診断書には記載されない内容を詳しく記載したもの）（記入例⑥）

- ・地盤種別、重量、形状割増等の判断理由
- ・基礎の鉄筋の有無の判断理由
- ・床仕様の判断理由（調査写真で明らかな場合は不要）
- ・劣化低減で劣化ありとした理由
- ・面材や筋交いなど、存在するが耐力に算入していない場合の理由
- ・その他増築部取扱いや別棟判断、特殊構造の取扱いなどの理由
- ・耐震性や安全性の注意事項
- ・診断結果についての耐震診断技術者の総合的見解

(5) 耐震改修計画に基づく耐震診断結果報告書について

〈注意事項〉

建物仕様・接合部・基礎形式など、改修計画図と食い違いがないか確認してください。

(6) 耐震改修工事計画書について

〈注意事項〉

- ・耐震改修技術者が作成したものとしてください。
- ・耐震改修工事の内容によっては建築基準法における建築確認申請が必要な場合があります。
- ・（5）の耐震診断結果報告書との整合をよく確認してください。
- ・施工方法が確認できる図としてください。
- ・耐震改修工事範囲（解体、復旧、仮設等）が分かるよう図示するとともに、範囲数量（㎡、m、本、箇所）等と必要に応じて計算式を明記してください。
- ・仮設工事は、リフォーム工事など耐震改修工事以外の工事を同時に行う場合、按分等補助対象耐

震改修工事に対する部分のみ算定する必要があります。

(7) 耐震改修工事見積明細書について

名称		数量	単位	単価	金額
補強壁①					
既存壁撤去	0.91×2.4	2.18	m ²	〇〇	〇〇
既存床撤去	0.91×0.91	0.81	m ²	〇〇	〇〇
既存天井撤去	0.91×0.91	0.81	m ²	〇〇	〇〇
構造用合板	厚 12 （受材含む）		m ²	〇〇	〇〇
柱頭柱脚接合金物	〇〇	4	個	〇〇	〇〇
復旧壁工事	ビニルクロス 下地 0.91×2.4	2.18	m ²	〇〇	〇〇
・・・続く					

①工事施工者が作成してください。

（工事監理費については耐震改修技術者が作成しても可）

②「木造住宅の耐震改修補助対象経費見積チェックリスト」にてチェックしてください。

③主な項目は一式にせず、見積り数量根拠を見積書や図面、数量計算書等で示してください。

④見積りに含めることのできる（補助対象経費となる）工事等

- ・ 上部構造評点を向上させる工事（耐力壁、金物、基礎工事、屋根軽量化工事など）
- ・ 上記の工事（補強工事）に対し必要最小限の壁解体工事、天井・床解体工事
- ・ 補強工事に対する仕上復旧工事（解体した部分で、周囲1mの範囲を限度）
- ・ 補強工事により必要な場合の建具等の取替え工事（同等品、補強工事部分に限る）

⑤見積りに含めることのできない（補助対象経費とならない）工事等

- ・ 建築基準法適合のための工事
- ・ 上部構造評点を向上させない工事（内装変更、設備機器の取替え、断熱材設置等）
- ・ 劣化補修工事（図示は必要）
- ・ 工事中の仮住まいの家賃、工事中の代替設備に関する設置工事

⑥見積り相手（所有者）名はフルネームとし、工事場所を明記、見積額は税込としてください。

〈注意事項〉

- ・ 耐震改修費用が変更になる場合は、変更承認申請が必要となり、補助金額が変更になる場合があります。
- ・ 補助対象工事と補助対象外工事（リフォーム工事など）を同時に行う場合は、完了実績報告書提出時の領収金額（契約金額）のうちの補助対象工事のみの金額が分かるよう、補助対象工事と補助対象外工事のそれぞれの合計金額の内訳が明記された工事全体の見積明細書を提出してください。ただし、補助対象工事と補助対象外工事を別契約とする場合は、補助対象工事の見積明細書のみの提出でかまいません。

(8) 現況調査チェックリスト

耐震設計および耐震改修の補助申込では、建築基準法に適合した計画とする必要があります。建築士（耐震技術者）による建築物の現況調査（集団規定）結果を示した現況調査チェックリストを添付してください。（記入例⑤）

同一年度に他の耐震補助制度で既に提出している場合は不要です。

6. 耐震設計の実施（耐震設計のみの場合）

必ず交付決定通知後に着手（契約）してください。

(1) 着手

必ず事前に完了実績報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

(2) 耐震設計費用の支払い

耐震設計費用を耐震改修技術者へ全額支払い、領収書を受領してください。

※代理受領制度（「1.1. 代理受領制度」参照）を利用する場合は、耐震設計費用から補助金を差し引いた額を支払い、領収書を受領してください。

(3) 期限について

原則、2027年1月29日（金）までに耐震設計を完了し、完了実績報告書を提出してください。

(4) 変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口にてご相談ください。

7. 耐震改修工事の実施（耐震改修工事のみの場合）

必ず交付決定通知後に着手（契約）してください。

（1）着手

必ず事前に完了実績報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

（2）中間検査について

耐震改修工事が計画どおりに行われていることを確認するため、工事中に市担当職員が現場検査を行います。（1回）

①予約方法

検査希望日の1週間前までに市窓口ご連絡してください。

日程調整し検査日を決定します。

②検査の時期

解体後、仕上げ前の補強工事中

③検査後の流れ

検査時に是正の箇所があった場合は、速やかに適切な措置を行い、写真を完了実績報告書提出時に提出してください。（写真は中間検査で確認したところも含めて全数必要）

変更があった場合（軽微な変更を除く）は変更承認申請が必要です。手続きについて市窓口まで相談してください。

（3）耐震改修費用の支払い

工事終了後、耐震改修費用を耐震改修工事施工者へ全額支払い、領収書を受領してください。

※代理受領制度（「1.1. 代理受領制度」参照）を利用する場合は、耐震改修費用から補助金を差し引いた額を支払い、領収書を受領してください。

（4）期限について

原則、2027年1月29日（金）までに耐震改修工事を完了し、完了実績報告書を提出してください。

（5）変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申請が必要となる場合があります。

市窓口にてご相談ください。

工事内容の軽微な変更（接合金物の種類の変更等）は、完了実績報告書に変更後の書類を添付し、変更箇所が分かるようにしてください。

8. 耐震設計と耐震改修工事の実施（耐震設計と耐震改修工事の場合）

8－1. 耐震設計の実施

必ず交付決定通知後に着手（契約）してください。

（1）着手

必ず事前に耐震改修計画報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

（2）耐震設計費用の支払い

耐震設計費用を完了実績報告書の提出（「9.完了実績報告書の提出」参照）までに耐震改修技術者へ全額支払い、領収書を受領してください。

※代理受領制度（「11. 代理受領制度」参照）を利用する場合は、耐震設計費用から補助金を差し引いた額を支払い、領収書を受領してください。

（3）変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口にてご相談ください。

8-2. 耐震改修計画報告書の提出

耐震設計完了後、工事着手前に下記の書類を提出し、市からの受理の連絡を待ってください。

(1) 必要書類について

	書類の名称	説明	備考
1	耐震改修計画報告書	(記入例⑦)	様式第8号
2	耐震改修計画に基づく耐震診断報告書	補強後の耐震診断書	5.(5) 参照
		N値計算書	平成12年建設省告示第1460号に表1から表3に基づく金物とする場合は改修計画平面図にその旨記入し省略可。
3	建物現況図	現況平面図	既存筋交い・劣化箇所図示
		基礎伏図	(基礎を補強する場合) 基礎種別・劣化箇所図示
		立面図	(改修で建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠図示の場合、外壁等の劣化箇所図示の場合)
		屋根伏図	(屋根を改修する場合) ・補強前の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等撤去見積根拠
4	耐震改修工事計画書 5.(6) 参照	改修計画平面図	・補強箇所(着色、施工方向を示し、壁番号を付す) (壁番号は、工事写真や見積書と照合できるもの) ・既存筋交い、通し柱の位置 ・耐力壁補強方法、仕様 ・新設筋交い位置、方向 ・柱接合金物、筋交い金物の種類と位置 (補強詳細図に記載してもよい) ・その他評点を向上させる工事を行う部分図示 (石膏ボード施工部分など) ・耐震改修範囲図(足場・養生・解体・復旧等含む) (別図可) ・劣化補修、建築基準法適合工事内容(別図可)
		補強詳細図	・補強方法の詳細 (受材等下地、寸法、くぎ等の仕様・ピッチなど) ・部材の仕様(等級、認定番号など) ・柱接合金物、筋交い金物の種類と位置
		屋根改修図	(屋根を改修する場合) ・補強後の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等見積り根拠
		基礎補強図	(基礎を補強する場合) ・劣化改修位置、改修方法 ・基礎補強位置、基礎詳細図
		補強部材の商品カタログ等	・接合金物、筋交い金物等のビス等施工方法、形状、短期引張耐力の分かるもの ・屋根(重量や形状の分かるもの)
		認定書、評価書等	・補強部材の認定書、技術評価書 (施工条件、壁基準耐力(壁倍率)等の分かるもの)
		立面図	(建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠を 図示する場合、外壁等の劣化補修箇所図示の場合)

5	木造住宅の耐震改修補助対象経費見積りチェックリスト		様式あり
6	耐震改修工事見積明細書の写し	5.(7) 参照	

- ・ 上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・ 提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ・ 受付前に書類の事前確認を行うため、いったんお預かりします。(目安は1~2週間)

8-3. 耐震改修工事の実施

耐震改修計画報告書を市が審査し、市から受理の連絡があった後に着手してください。

(1) 着手

必ず事前に完了実績報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

(2) 中間検査について

耐震改修工事が計画どおりに行われていることを確認するため、工事中に市担当職員が現場検査を行います。(1回)

① 予約方法

検査希望日の1週間前までに市窓口ご連絡してください。
日程調整し検査日を決定します。

② 検査の時期

解体後、仕上げ前の補強工事中

③ 検査後の流れ

検査時に是正の箇所があった場合は、速やかに適切な措置を行い、写真を完了実績報告書の提出時に提出してください。(写真は中間検査で確認したところも含めて全数必要)
変更があった場合(軽微な変更を除く)は変更承認申請が必要です。手続きについて市窓口まで相談してください。

(3) 耐震改修費用の支払い

工事終了後、耐震改修費用を耐震改修工事施工者(施工業者)へ全額支払い、領収書を受領してください。

※代理受領制度(「11. 代理受領制度」参照)を利用する場合は、耐震改修費用から補助金を差し引いた額を支払い、領収書を受領してください。

(4) 期限について

原則、2027年1月29日(金)までに耐震改修工事を完了し、完了実績報告書を提出してください。

(5) 変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申請が必要となる場合があります。市窓口にてご相談ください。

工事内容の軽微な変更（接合金物の種類の変更等）は、完了実績報告書に変更後の書類を添付し、変更箇所が分かるようにしてください。

9. 完了実績報告書の提出

(1) 受付期間

補助事業を完了し、原則、2027年1月29日（金）までに提出してください。

(2) 必要な書類

	書類の名称	説明	手続種別			備考
			設計のみ	改修のみ	設計と改修	
1	豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金完了実績報告書	(記入例⑧)	●	●	●	様式第9号
2	木造住宅の耐震改修補助工事完了報告提出書類チェックリスト			●	●	
3	耐震改修計画に基づく耐震診断報告書	補強後の耐震診断書	5.(5)参照	●		
		N値計算書	平成12年建設省告示第1460号に表1から表3に基づく金物とする場合は改修計画平面図にその旨記入し省略可。	●		
4	建物現況図	現況平面図	既存筋交い・劣化箇所図示	●		
		基礎伏図	(基礎を補強する場合) 基礎種別・劣化箇所図示	●		
		立面図	(改修で建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠図示の場合、外壁等の劣化箇所図示の場合)	●		
		屋根伏図	(屋根を改修する場合) ・補強前の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等撤去見積根拠	●		
5	耐震改修工事計画書 5.(6)参照	改修計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 補強箇所(着色、施工方向を示し、壁番号を付す) (壁番号は、工事写真や見積書と照合できるもの) 既存筋交い、通し柱の位置 耐力壁補強方法、仕様 新設筋交い位置、方向 柱接合金物、筋交い金物の種類と位置 (補強詳細図に記載してもよい) その他評点を向上させる工事を行う部分図示 (石膏ボード施工部分など) 耐震改修範囲図(足場・養生、解体・復旧等含む)(別図可) 劣化補修、建築基準法適合工事内容 (別図可) 	●		
		補強詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 補強方法の詳細 (受材等下地、寸法、くぎ等の仕様・ピッチなど) 部材の仕様(等級、認定番号など) 柱接合金物、筋交い金物の種類と位置 	●		

		屋根改修図	(屋根を改修する場合) ・補強後の仕様 ・屋根の寸法、面積算定根拠 ・その他樋、水切り等見積り根拠	●			
		基礎補強図	(基礎を補強する場合) ・劣化改修位置、改修方法 ・基礎補強位置、基礎詳細図	●			
		補強部材の商品カタログ等	・接合金物、筋交い金物等のビス等施工方法、形状、短期引張耐力の分かるもの ・屋根(重量や形状の分かるもの)	●			
		認定書、評価書等	・補強部材の認定書、技術評価書(施工条件、壁基準耐力(壁倍率)等の分かるもの)	●			
		立面図	(建物形状を変更する場合、足場等見積数量根拠を図示する場合、外壁等の劣化補修箇所図示の場合)	●			
6	木造住宅の耐震改修補助対象経費見積りチェックリスト			●			様式あり
7	耐震改修工事見積明細書の写し	5.(7)参照		●			
8	耐震設計費用の請求明細書の写し	9.(4)参照		●		●	
9	耐震設計費用の領収書の写し	9.(5)参照		●		●	
10	(変更書類)	軽微な変更の場合 変更後の図面、耐震診断報告書、見積書、商品カタログ等		●	●	●	
11	工事施工写真	9.(3)参照			●	●	
12	(レディーミクストコンクリート納入書の写し)	基礎工事で基礎仕様Ⅰとする場合 JISマーク・圧縮強度			●	●	
13	耐震改修費用の請求明細書の写し	9.(4)参照			●	●	
14	耐震改修費用の領収書の写し	9.(5)参照			●	●	
15	豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書	この時点で提出も可能ですが、注意点あり(10.参照) (記入例⑨ ⑩)		●	●	●	様式第11号 様式第11-2号
16	代理受領に係る委任状	代理受領制度を利用する場合 (11.参照)(記入例⑪)		●	●	●	様式あり

- ・上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ・受付前に書類の事前確認を行うため、いったんお預かりします。(目安1～2週間)

〈注意事項〉

- ・署名または記名押印が必要な書類について記名押印した場合、申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図においては申込者の印又は署名に限り訂正することができます。(氏名の記載欄に押印の場合は印による訂正、署名の場合は署名による訂正を行ってください。)

(3) 工事施工写真について

【撮影対象一覧表】

工事内容	撮影箇所、時期	撮影内容	
仮設工事	建物全景	仮囲い、養生	
基礎工事	基礎施工前	床を解体した状態、現状	
	配筋状況	鉄筋径、間隔、かぶり厚さ	
	コンクリート打設後	出来形寸法	
耐震壁工事 (全ての補強する壁 に対して必要。) (補強する壁番号ご とに写真を整理して ください。)	解体前	位置確認	
	解体後	現況の軸組確認	
	面材	施工状況(全景)	製品仕様(規格、表示マーク等)
		釘(ビス)の規格・寸法・間隔、取付金物等	認定・評価の際定められた仕様
		筋交い	筋交い金物取付状況(製品仕様、釘・ビス、位置)
	柱	施工状況(全景)	全景、位置、材料、寸法(新設の場合)
		寸法(厚さ・幅)	柱頭柱脚金物取付状況(製品仕様、釘・ビス、位置)
		アンカーボルト(設置の場合)	仕上げの仕様確認
	屋根工事	既存屋根撤去	葺土など
		軽量屋根新設	仕様確認
補修工事 ※補助対象経費に含 まれない場合は代表 的な箇所	施工中	外壁クラックの場合はカット後	
	施工後	塗装前	
	仕上げ後	塗装後	
その他	新設梁、土台等	全景、金物施工状況	
	その他	その他対象となる工事の全箇所	

〈注意事項〉

- ・ 評点が向上する全ての補強箇所・補修箇所・見積書（補助対象経費）に含まれる全ての施工箇所について写真を提出してください。補強方法が同じであっても、全ての箇所の写真が必要です。
- ・ 写真は明瞭なカラーのものとしてください。
- ・ 適切に施工されていることが確認できない場合は、評点を下げて再計算を求めることがあります。適切に施工し、その記録となる写真を提出してください。
- ・ 計画図で付した補強箇所の壁番号ごとに整理し、写真の場所がわかるようにしてください。

（参考例⑬）

（４）耐震設計費用、耐震改修費用の請求明細書について

請求明細書には、下記の内容が必ず記載されていること。

- ①請求書作成日
- ②請求相手方氏名
建物所有者（申込者＝補助事業者）、フルネーム
- ③請求書を作成した会社名・代表者名（担当者名）住所・電話番号
（見積書を作成した会社と同じ会社）
- ④実施した事業内容と請求金額
建築物所在地など、物件が特定できるもの
補助対象事業費の内訳のわかるもの（耐震設計費用については一式可。）

〈注意事項〉

見積金額と請求金額が異なる場合は、変更承認申請が必要となる場合があります。

（５）領収書について

領収書には下記の内容が必ず記載されていること。

- ①日付
- ②宛名（所有者（補助事業者）のフルネーム）
- ③領収書を発行した会社名・住所・電話番号
- ④但し書（例：耐震改修工事の場合「豊中市〇〇〇丁目〇―〇 耐震改修工事費用として」
耐震設計の場合「豊中市〇〇〇丁目〇―〇 耐震設計費用として」）
建築物所在地や工事名称など、物件が特定できるもの
- ⑤領収金額

10. 補助金交付請求書の提出

(1) 提出時期

補助金交付額確定通知後、速やかに提出してください。

(2) 必要な書類

- ・「豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書」1通（様式第11号）
※代理受領制度（11.代理受領制度 参照）を利用する場合で、振込先が2箇所の場合は様式第11-2号を添付。
- ・「代理受領に係る委任状」1通 ※代理受領制度を利用する場合のみ

(3) 振込時期

補助金交付額確定通知後に提出し、不備がなければ約1か月後に振り込まれます。
振込日の通知はありません。

〈注意事項〉

【指定口座の名義について】

＜代理受領制度を利用しない場合＞

必ず補助事業者（建物所有者）の名義の口座を記入してください。

＜代理受領制度を利用する場合＞

補助事業の種類に応じて、下記の名義の口座を記入してください。

①耐震設計補助金の場合

「耐震設計を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所」の名義

②耐震改修補助金の場合

・「耐震改修補助金額相当分」は、「耐震改修工事を行った耐震改修工事施工者」の名義

・「工事監理費相当分」は、「工事監理を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所」の名義

【提出時の注意事項】

請求金額については、訂正はできませんので再度ご提出ください。

【ゆうちょ銀行の口座を指定する場合】

振込の受取口座として利用する場合の「店名」「口座番号」を通帳にて必ず確認し、記入してください。「記号」「番号」を記載しても振込できません。

1 1. 代理受領制度

(1) 代理受領制度とは

申込者との契約により耐震改修工事等を実施した耐震改修工事施工者等が、申込者の委任を受けて補助金を代理受領できる制度です。この制度を利用することで、申込者は耐震改修費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、初期費用の負担が軽減されます。

(2) 代理受領が可能な耐震改修工事施工者等

代理受領ができるのは、申込者との契約による耐震改修工事等を実施した者に限ります。

- ・耐震設計補助金額相当分の受領は、「耐震設計を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所」
- ・耐震改修補助金額相当分の受領は、「耐震改修工事を行った耐震改修工事施工者」（工事監費相当分の受領は、「工事監理を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所」）

(3) 利用方法

補助金交付申込書の提出時、「補助金の受領予定」の欄の「代理受領」にチェックを入れてください。また、補助金交付請求書の提出時（10.補助金交付請求書の提出 参照）、代理受領に係る委任状を併せて提出してください。

〈注意事項〉

- ・補助金の振込には、交付請求書の受理後1か月程度を要します。

1 2. その他

(1) 補助事業や補助申込を取り止める場合

手続方法をご案内しますので、事前に市窓口まで連絡してください。

- ①窓口相談カード提出のみ・・・市窓口までキャンセルの旨電話連絡
- ②補助金交付申込書提出後交付決定通知前・・・市窓口まで問い合わせしてください
- ③補助金交付決定通知後・・・取下届の提出
- ④補助事業着手後・・・廃止届の提出

（その後、豊中市より交付取消通知書を発行）

(2) 交付決定後の変更

補助金交付申込の内容を変更する場合は、変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口まで手続について相談してください。

(3) 書類の保存

補助事業者（所有者）は、当該補助事業に関する帳簿、書類等について、完了実績報告をした年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

(様式第1号)

記入例①

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付申込書

提出日に窓口で記入します。

年 月 日

豊中市長 あて

申込者 住所 **大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇**

(所有者) 氏名 **豊中 太郎**

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

名称を決めて記入してください。同じ補助の手続きでは同一名称を使用してください。

メールアドレス 〇〇〇〇.〇〇.〇〇

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金の交付を受けたいので、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

補助対象事業		<input type="checkbox"/> 耐震設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計及び耐震改修工事	
建	名称	豊中邸	
	所在地	地名地番	豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
住居表示		豊中市 中桜塚〇-〇-〇	
築	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 長屋(戸) <input type="checkbox"/> 共同住宅	
	居住状況	<input checked="" type="checkbox"/> 居住中 <input type="checkbox"/> これから居住予定	賃貸 <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず <input type="checkbox"/> 該当する
物	居住(予定)者	<input checked="" type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 申込者でない	
	建築年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	構造 <input checked="" type="checkbox"/> 木造
	階数	地上 2 階 地下 階	延べ面積 95.00 m ²
申込額		950.000 円 (耐震設計 100.000 円 耐震改修 850.000 円)	
所有者		住所 大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇 氏名 豊中 太郎 電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
耐震診断技術者		事務所名 〇〇建築事務所	氏名 耐震 強
耐震改修技術者		事務所名 〇〇建築事務所	氏名 耐震 強
耐震診断結果(上部構造評点等)		現況 0.55	改修後 予定(1.00)
補助対象事業の予定期間		着手(契約日) 年	月 日
補助金の受領予定		<input checked="" type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 代理受領	
備考			受付欄
<p>代理受領制度(11.代理受領制度参照)を利用する場合は「代理受領」にチェック☑を入れる。</p>			

建築確認申請(建築計画概要書)の数値とする。不明の場合は登記や固定資産税台帳の数値を記載する。

所有者が複数の場合は全員記載する。

これから設計をする場合は予定の評点を記載する。未定の場合は「-」とする。

記入例②

誓約書

〇〇年 〇月 〇日

豊中市長 あて

申込者 住所 **大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇**

氏名 **豊中 太郎**

印

(署名または記名押印)

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

- ・署名の場合は押印を省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用して下さい。

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を申込みにあたり、建物所有者の全員が、下記のとおり確認し、事業を進めることを誓約します。

万が一、本誓約書の実と相違した場合は、補助金返還命令等の豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱に基づく処分に従います。

- ・内容を確認し、該当する口にチェック (☑) してください。
- ・選択肢があるものは、いずれかをチェックしてください。
- ・全て (選択肢があるものはいずれか) に該当する場合のみ補助対象です。

ア	いずれか該当	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借人 (無償賃借含む) 及び使用借人の全員から、補助対象事業を行うことについて同意を得ました。 賃借人及び使用借人氏名 (<u> 〇〇 〇〇</u>) <input type="checkbox"/> 賃借人及び使用借人はいません。
イ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい	<input checked="" type="checkbox"/> 現在居住しています。 居住者氏名 (<u> 〇〇 〇〇</u>) <input type="checkbox"/> 現在誰も居住者はいませんが、補助対象事業完了後居住予定です。 居住予定者氏名 (_____)
ウ	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産税及び都市計画税の滞納はありません。
エ	<input checked="" type="checkbox"/>	当該建物は、市、国又は大阪府等の補助金を受けて改修等が行われたものではありません。また、その予定もありません。
オ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 事業運営を行っていません。 <input type="checkbox"/> 事業運営をしています。消費税及び地方消費税の確定申告の際、補助対象経費の消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額として消費税納付額から控除しません。
カ	<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象事業にかかわってトラブルが発生した場合は、責任をもって解決にあたります。
キ	<input checked="" type="checkbox"/>	その他、規則や要綱をはじめ、関係する法律や条例等を遵守します。
ク	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者は申込者のみです。 <input type="checkbox"/> 申込者以外に建物所有者がいます。私が補助対象事業を行うこと及び豊中市耐震設計・耐震改修補助金交付申込をすることについて建物所有者の全員が同意しています。

世帯主、代表者を記載して下さい。
 共同住宅、長屋の場合は「別図に記載」とし、住戸配置図に記載してください。

(注意) 本誓約書は申込者の印又は署名に限り訂正することができます。

記入例③

委任状

〇〇年 〇月 〇日

委任者 住所 豊中市中桜塚〇-〇-〇

(所有者) 氏名 豊中 太郎
(署名または記名押印)

電話番号 06-6858-〇〇〇〇

- 署名の場合、押印は省略できます。
- 同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

私は下記の者を代理人として定め、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱に関する手続き（書類の訂正及び交付される書類の受領を含む）に関する一切の権限を委任します。

記

【代理人（受任者）】

住所または会社所在地 豊中市〇〇〇-〇-〇

会社名 〇〇建築事務所

氏名 耐震 強
(署名または記名押印)

連絡先 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

以上

注意事項

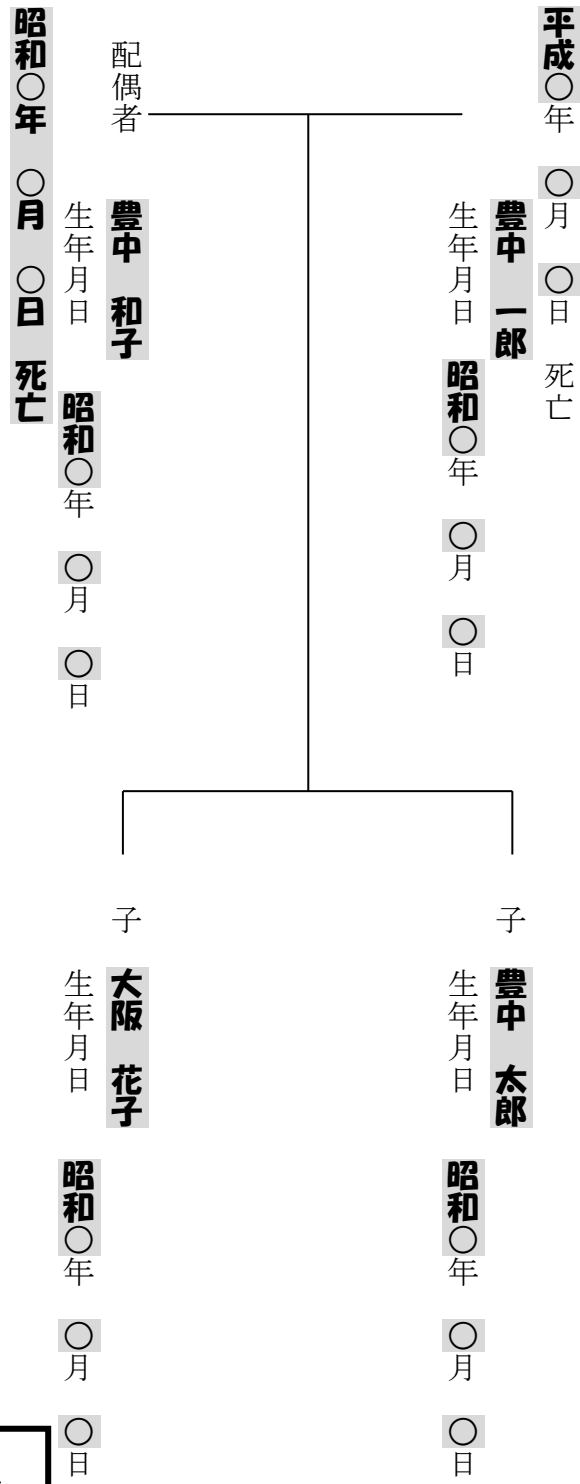
- 手続を他の方に委任する場合に必要です。

(注意)

委任者の印又は署名に限り訂正することができます。

記入例④

相続人関係図



連名で申込む場合は、
申込者全員の住所・
氏名・日付・押印が必要

右相違ございません
 〇〇〇〇年〇月〇日
 住所 豊中市中桜塚〇・〇・〇
 氏名 **豊中 太郎**
 (署名または記名押印)
 (印)

- 署名の場合、押印は省略できます。
- 同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

注意事項
 • 訂正は申込者の署名又は印鑑でのみ可能です。

記入例⑤

現況調査チェックリスト

申込対象建築物について建築基準法の集団規定等の状況を調査しましたので、報告します。

建築物の名称	豊中邸
所在地(住居表示)	豊中市中桜塚〇-〇-〇
申込者(所有者)	豊中 太郎
調査者(建築士資格)	(一)級建築士 (大臣)登録第 〇〇〇〇〇〇 号
調査者(氏名)	耐震 強

現行法で適用される項目の有無や内容にチェック☑する。適用されない場合は「なし」にチェック☑する。

チェック項目			現行法要件	適否判定	備考
道路関係	セットバック	法 42 条 2 項	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	適	
	接道長	法 43 条	<input checked="" type="checkbox"/> 2m <input type="checkbox"/> 4m ※長屋 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 3m	適	
容積率		法 52 条	指定容積率(200)% 前面道路幅員(4.0)m	適	
建蔽率		法 53 条	指定建蔽率(60)%	適	
				—	
				—	
斜線制限	道路斜線	法 56 条 1 項 1 号	<input checked="" type="checkbox"/> なし	適	現行法要件が「なし」の場合は「—」とする
	隣地斜線	法 56 条 1 項 2 号	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	適	
	北側斜線	法 56 条 1 項 3 号	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	—	
高度地区		法 58 条	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 第(1)種	適	

現行法に適合している場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
既存不適格の場合は備考欄に「既存不適格」と記載する。
申込時(工事前)に不適合の場合は、備考欄と計画図に是正内容を記載し
改修工事後に適合させる必要がある。既存不適格項目は工事内容によっては
遡及適用となり、適合が必要となる場合がある。

※このチェックリストをもって、建築基準法第6条第1項の建築確認申請における既存建築物の法適合性の確認を行うものではないので、その際は改めて詳細についての調査を行う必要があります。

耐震診断書（計算書）だけではわからない判断理由を記入

※書式の指定はありません。内容を参考にしてください。

1. 地盤について
ハザードマップ、敷地の状況から、「普通の地盤」と判断しました。
2. 基礎について
(1) 形状は、図面確認より（一部掘削により）布基礎と判断しました。
(2) 鉄筋探査機を用いて、無筋コンクリート基礎であると判断しました。
(3) 全体的に軽微なひび割れがありますが、基礎Ⅱと判断しました。
3. 建物重量について
屋根は土葺瓦で、壁は土塗壁のため、「非常に重い建物」と判断しました。
4. 筋交いについて
床下及び小屋裏からの調査では目視にて確認できなかったため、筋交いはないものとして安全側の判断をしました。
5. 床仕様について
床下、1階天井裏及び小屋裏において火打ちが確認できませんでした。
6. 劣化について
(1) 屋根の瓦は全体的に割れ・欠けがみられるため低減をかけています。
(2) 外壁に0.3mm以上のひび割れが全体的にみられるため低減をかけています。
(3) 床下において基礎に軽微なひび割れや、蟻害が確認されました。

7. その他について

- ・増築部分との関係や、特殊な構造があった場合の診断上の取り扱いなどを記入する。
- ・耐震性や安全上の注意事項があれば記入する。
（擁壁やCB 塀の注意事項、非構造部材についてなど）

- (1) 土塗壁は、梁下端まで塗りこめられていないため、低減をかけています。
- (2) ラスボードについては施工状況が確認できないため耐力を算入していません。
- (3) 柱頭柱脚の接合部については、金物使用の確認ができなかったため、接合部Ⅳで計算しています。
- (4) 敷地北側の擁壁が・・・

- ・建物の耐震性についての耐震診断技術者の総合的見解を記入する。
- ・診断結果やその理由、補強のアドバイス等を記入する。

8. 耐震診断の結果について

この建物は、上部構造評点〇〇で「倒壊する可能性がある」と診断されます。特に1階の X 方向が〇〇なので、〇〇や〇〇を補強するなどを検討することをお勧めします。

所有者の方が診断結果を理解しやすい内容となるようお願いします。

〇〇建築事務所
〇〇 〇〇

(様式第8号)

記入例⑦

耐震改修計画報告書

〇〇年 〇月 〇日

豊中市長 あて

報告者 住所 **豊中市中桜塚〇-〇-〇**

(所有者) 氏名 **豊中 太郎**

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

耐震改修技術者 事務所所在地 **豊中市〇〇〇-〇-〇**

(設計者) 建築士事務所名 **〇〇建築事務所**

氏名 **耐震 強**

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

〇〇〇〇年 〇月 〇日付豊中市指令都審**改決**第〇号で交付決定のあった下記の建築物の耐震設計が完了したので、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第14条の規定により必要書類を添えて報告します。

記

建築物の名称	豊中邸	
建築物の所在地	地名地番	豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
	住居表示	豊中市 中桜塚〇-〇-〇
工事予定期間	〇〇〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇〇〇年 〇月 〇日 まで	
耐震改修工事に要する費用	1,800,000 円	
備考		担当課受付欄

必要書類

- (1) 耐震改修工事に係る計画が分かる図書
- (2) 耐震改修工事に要する費用が分かる見積明細書

(様式第9号)

記入例⑧

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金完了実績報告書

年 月 日

豊中市長 あて

報告者 住所 **大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇**

(所有者) 氏名 **豊中 太郎**

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

〇〇〇〇年 〇月 〇日付豊中市指令都審改決第〇号で交付決定のあった下記の補助事業が完了したため、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第15条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

建築物の名称	豊中邸	
建築物の所在地	地名地番	豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
	住居表示	豊中市 中桜塚〇-〇-〇
補助事業	<input type="checkbox"/> 耐震設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計及び耐震改修工事	
補助金交付決定額	金 950.000 円	
耐震改修技術者 (設計者及び 工事監理者)	事務所所在地	豊中市〇〇〇-〇-〇
	建築士事務所名	〇〇建築事務所
	氏名	耐震 強
耐震改修 工事施工者 (補助事業に耐震改修 工事を含む場合)	所在地	豊中市〇〇〇-〇-〇
	建築士事務所名	株式会社〇〇工務店
	氏名	安心 一郎
着手年月日 (補助事業に係る 契約年月日)	〇〇〇〇年 〇月 〇日	
完了年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日	
備考		担当課受付欄

(様式第 11 号)

記入例⑨

日付は空欄

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

豊中市長 あて

請求者 住所 大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇

(所有者) 氏名 豊中 太郎

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 建築物の名称 豊中邸

2 建築物の所在地 地名地番 豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇

住居表示 豊中市 中桜塚〇-〇-〇

補助事業の該当するものの口にチェック☑をする

3 補助事業 耐震設計 耐震改修工事 耐震設計及び耐震改修工事

4 請求額 金 100,000 円

5 振 注意事項
・訂正は請求者の署名又は印鑑でのみ可能です。
・ゆうちょ銀行の場合は、記号番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

Table with 4 columns: Bank (ゆうちょ銀行), Branch (四〇八 支店), Account Type (預金種類), and Account Name (口座名義). It includes fields for account number, kana name (トヨナカ タロウ), and kanji name (豊中 太郎).

口座番号の誤りがないかご確認ください!! 誤りがあった場合はお振込できません

・申込者(=所有者)名義の口座としてください。
・代理受領制度を利用する場合は代理受領者の名義の口座としてください。

(様式第 11 号の 2) 代理受領により振込先が 2 以上になる場合

記入例⑩

空ける

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

豊中市

耐震設計費用と耐震改修工事費用の分など、代理受領者が 2 者以上の場合

請求者 住所

大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇

(所有者) 氏名

豊中 太郎

電話番号

06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 建築物の名称

豊中邸

2 建築物の所在地

地名地番 豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇
住居表示 豊中市 中桜塚〇-〇-〇

補助事業の該当するものの口にチェック印をする

3 補助事業

耐震設計 耐震改修工事 耐震設計及び耐震改修工事

4 請求額

金 950,000 円

5 振込先

【下記振込先への振込額

850,000 円】

内訳を記載する。
耐震改修工事費の相当分は工事施工者、
設計費や工事監理費の相当分は建築士事務所。

〇〇〇 銀行	〇〇〇 支店	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右づめで記入	
フリガナ	カフシキガイシャ〇〇コウムテン		
口座名義(漢字)	株式会社〇〇工務店		

【下記振込先への振込額

100,000 円】

口座番号の誤りがないか
ご確認ください!!
誤りがあった場合はお振込できません

ゆうちょ 銀行	四〇八 支店	預金	
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右づめで記入	
フリガナ	〇〇ケンチクジムショ		
口座名義(漢字)	〇〇建築事務所		

(注意)

「4 請求額」の項目は

注意事項

- 訂正は請求者の署名又は印鑑でのみ可能です。
- ゆうちょ銀行の場合は、記号番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

記入例①

工事監理費と耐震改修工事費の分など、代理受領者が2者以上の場合は、それぞれ1枚ずつ用意する。

代理受領に係る委任状

豊中市長 あて

完了報告時は
空欄とする。

年 月 日

委任者 住所

豊中市中桜塚〇-〇-〇

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(所有者) 氏名

豊中 太郎

(署名または記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 署名の場合、押印は省略できます。
- 同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金について、下記の者を代理受領者として定め、補助金の受領に係る権限を委任します。

記

1. 受領を委任する補助金請求金額 **100,000** 円

2. 代理受領者 **〇〇建築事務所 耐震 強**

耐震設計や耐震改修を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所名や工事施工者名と代表者名を記載する。

上記について委任を受けることに承諾します。

受任者 会社名
(代理受領者) 代表者氏名

〇〇建築事務所
耐震 強

(署名または記名押印)

所在地

豊中市〇〇〇-〇-〇

連絡先

06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- 署名の場合、押印は省略できます。

注意事項

- 代理受領制度を利用する場合に必要です。
- 訂正は、委任者の署名又は印鑑でのみ可能です。

記入例⑫

申出書

〇〇年 〇月 〇日

豊中市長あて

申込者 住所 **豊中市中桜塚**〇-〇-〇

(所有者)

氏名 **豊中 太郎**

印

(署名または記名押印)

私は、耐震改修工事に要した費用に対する補助額の算定に係る世帯の一个月あたりの所得が 21 万 4000 円を超えていることを申し出ます。そのため、その確認に係る世帯全員の住民票及び世帯全員（建物所有者を除く）分の所得証明書の提出を省略します。

- 署名の場合、押印は省略できます。
- 同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

参考例⑬

写真一覧表 〇〇邸耐震改修工事 補強壁① 着工前		補強壁① 解体後
全景写真		全景写真
備考		備考
補強壁① 筋交い金物 (上)		補強壁① 筋交い金物 (下)
詳細写真		詳細写真
備考：〇〇 (金物名)		備考：〇〇 (金物名)
補強壁① 左柱頭金物		補強壁① 左柱脚金物
詳細写真		詳細写真
備考：〇〇 (金物名)		備考：〇〇 (金物名)
補強壁① 右柱頭金物		補強壁① 右柱脚金物
詳細写真		詳細写真
備考：〇〇 (金物名)		備考：〇〇 (金物名)

p.1

写真一覧表 〇〇邸耐震改修工事 補強壁① 筋交い設置		補強壁① 受材、間柱
全景写真		全景写真
備考 45×90		備考
補強壁① 受材 釘ピッチ		補強壁① 構造用合板貼
詳細写真		全景写真
備考		備考
補強壁① 釘 ピッチ		補強壁① 釘 ピッチ
詳細写真		詳細写真
備考 四周打 N50@150		備考 間柱 N50@150
補強壁① 壁下地		補強壁① 完了 (復旧後)
全景写真		全景写真
備考		備考

p.2

※計画図で付した補強する壁番号ごとにまとめて、写真の内容と位置が分かるようにしてください。
 ※黒板等に内容を記載して撮影していただいても結構です。
 ※上記以外の撮影箇所については、p.23の撮影対象一覧表を確認してください。